

- 役 職 : 公認会計士
- 名 前 : 吉田博樹
- コメント:

1. 前文について

「ソフトウェアの内容及び状況の確認の困難さ」

としているが、「内容及び状況の確認の困難さ」はソフトウェアに限ったものではない。

例えば、メーカーである製造業にあっても、その製品の高価性(e.g. 素材売買等)や微少性(e.g. 携帯部品等)ゆえ内容及び状況の確認の困難さがある。また、ソフトウェア以上むしろコンテンツビジネスの方がより内容及び状況の確認の困難さがあるといえることは専門委員でなくとも自明であるにもかかわらず、その対象とされていないのはいかなるものか。

次に、「その開発を巡る技術環境の高度化及び多様化」

としているが、メーカーである製造業にあっても、ナノテクやバイオ等においても「その開発を巡る技術環境の高度化及び多様化」はある。逆に、ソフトウェア業界では、これらの分野に比べて、オブジェクト指向以来ソフトウェア開発は単純化及び単一化してるとすらいえる。これらのことは専門委員にご自身でソフトウェアを作ったことがある者がいれば容易にわかることである。

次に、「いくつかの不適切な会計処理が指摘」としているが、

商社や建設業や輸送系等(e.g. 総額純額)においても、GAAPといえるものがなく各社まちまちなので不適切ではないかといわれるているのは専門委員以外ならなおさら自明のことではないのか。

以上から、「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」とすべきではなく、収益の会計処理に関する実務上の取扱いとすべきである。

2. p2

「ソフトウェアは、無形の資産であり、有形の資産とは異なるため、特に外部からその状況や内容を確認することは難しく、実際の開発作業においても、企画・設計から完成に至るまで実質的に当事者間でプロジェクトが完結することが多いため、その当事者以外は実在性や開発状況を確認することは難しい。」

としているが、同じく無形であるコンテンツはなぜ対象とならないのか。理論的根拠に乏しい。

逆に、有形の資産であっても、ナノテク、バイオや占有移転や簡易の移転等による場合には特に外部からそ

の状況や内容を確認することは難しいことは同じで区別する合理的な根拠に乏しい。

以上から、「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」とすべきではなく、収益の会計処理に関する実務上の取扱いとすべきである。

3. 「実質的に当事者間でプロジェクトが完結することが多い」としているが、しかしその後「外

部から積極的に支援を受ける傾向にあるため、一次的な段階に止まらない下請取引(多段階請負構造)が慣行化している。」としているためこれを素直に考えれば第三者が多く関与するのであるから「特に外部からその状況や内容を確認することは」容易になるのではないかと矛盾している。

4 . p3

「対価が成立」としているが、契約時に対価は既に成立しているのである(最高裁判例参照)。会社法成立に伴い株主代表訴訟の範囲も拡大するのであるから、会計も法律解釈の一内容として行われ裁判時に無用な概念相違を生じるような文言を用いるべきでない。

5 . 「一般的には検収等何らかの形でその成果物の提供の完了を確認することにより」としているが、ソフトウェアについてのみ実現主義を放棄するのか。e.g.金型や建設業等は引き渡し基準が「一般的」であると一般的には理解されている。

6 . p5

サービスの提供(提供期間にわたって収益認識)とされているが、返還不要の権利金、入会金等についてどのような会計処理を想定しているのか?ソフトウェア以外のGAAPと整合性がとれるのか?e.g.不動産業、ゴルフ、フィットネスクラブ、ホテル、コンテンツ利用等

7 . p7

「一連の営業過程における仕入及び販売に関して通常負担すべきさまざまなリスク(瑕疵担保、在庫リスクや信用リスクなど)を負っていない場合には、」としているが、リテール向け小売業、旅行業等においても在庫リスクを追わない取引はよく行われているものであり、この場合一般に総額表示を行っているが、なぜソフトウェアのみが純額表示となるのか合理的説明が不十分である。

また、信用リスクはたとえば代理であれば本人に対しておっているわけであり、基準として無意味ではないのか。

よって、売上総額に対応する瑕疵担保責任のみを基準とするべきである。基準として簡易であり、財務諸表利用者に理解しやすい。